



平成29年度 補正予算 **可決**

▶一般会計 歳入歳出予算の総額にそれぞれ4千829万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を50億5千450万2千円とするものです。主な補正内容は次のとおりです。

補正科目	補正額	主な補正内容
総務費	19,024千円	役場庁舎耐震診断業務委託料 庁舎西側敷地造成工事請負費 など
民生費	8,938千円	施設管理運営事業管理料 など
商工費	15,650千円	備品購入費 など
消防費	648千円	斜里地区消防組合負担金
教育費	4,030千円	私立幼稚園就園奨励費補助金 中央公民館耐震診断業務委託料 など
合計	48,290千円	

▶国民健康保険特別会計 歳入歳出それぞれ14,921千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,015,570千円とするものです。

▶介護保険特別会計 歳入歳出それぞれ5,502千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ559,102千円とするものです。

一般質問

国民健康保険事業の
都道府県化について

問①

工藤孝一 議員



平成30年4月より、市町村国保が都道府県単位化によって北海道国保に変わります。加入者の保険料負担が重くなるなか、公的扶助としての重要な役割を後退させることがあつてはならないと考えますが、今後の法定外繰り入れ継続について所見を伺います。

答①

久保 弘志 町長



国のガイドラインに基づく道の国保運営方針では、決算補てん等を目的とする法定外一般会計繰入額は赤字等の定義の一つとなり、計画的な解消・削減を促していくこととされ、保険料負担の緩和に充てている本町の法定外繰入金も、この決算補てん等を目的とする法定外の繰り入れとなるものであります。一方で、医療費適正化のための保健事業費や乳幼児医療といった地方単独事業の医療費波及増加分に充てることを目的とする繰り入れについては、「解消・削減すべき対象としない」という方針になっておりますので、すべての法定外繰入金が消・削減の対象となるものではないと理解しております。このことを踏まえまして、今



後の法定外繰入継続の考えであります。北海道国保になることによって、道内どの市町村に移り住んでも同じ負担となるよう、保険料の平準化は確実に進められますので、それを見据えた段階的な負担の見直しは必要になって参ります。

しかしながら、所得階層の構造により生じる「中・低所得層」の保険料増加には配慮しなければならぬものと考えておりますので、まずは、「中・低所得者層」に過度の負担が生じないような適正な保険料率を見定め、原則、法定外繰り入れを行わない保険料算定を基本として試算し、それでもなお「中・低所得者層」への過度の負担が生じる場合には、国保運営方針に基づき北海道と協議を行いながら、保険料平準化に向けた計画的な解消を前提に、激変緩和に必要な対策として対応していく考えにありますので、ご理解をいただきますと存じます。

問②

国の公費負担の水準規模によつては、本来目的とする法定外繰り入れが解消できない場合も十分あり得ると思います。

また、制度改革にあつて、国民健康保険料を協会けんぽ並みに抑えるべきだという議論も当初からされていますが、全国レベルでは1兆円規模の財源が必要との試算が示されています。これらの実態を踏まえ、法定外繰り入れの解消を促していくことについては、町長がおっしゃられたとおり、所得階層の分析をし、必要な額を確保していくことが求められます。そうした意味で、今後、北海道と協議する場においても十分参考になる指数だと思っておりますので、できるだけ早い時期に本町の所得階層別の負担割合一覧表を議会にもお示しいただき、国民健康保険料の負担を増加させないような取り組みを指摘しておきたいと思っております。

併せて、本町では小清水町国

答②

国民健康保険料については現時点で試算はしておりませんが、都道府県化にあたり階層別の負担割合が出来上がった時点で町議会の皆様にもご提示をさせていただきますと考えております。

また、保険料率については、今後試算をしていく中で負担が偏らないような形で設定をしていきたいと考えており、この件についても、ある程度の数値ができた次第、町議会の皆様にご協議させていただきますと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。



質問は要約されています
議会だよりは、紙面の都合により、質問・答弁の内容を要約しています。
詳細については、議会事務局へお問い合わせください。